

104 陸軍一年志願兵条例制定

〔明治二十二年二月〕

(注記1)
陸軍省 送甲第四号

(谷巻) (多田) (注記2)
① ②

(注記3)

明治十六年第四十六号布告徴兵令及同十七年第十八号太政官布
達徴兵事務条例改正ノ義閣議へ提出候ニ付テハ右改正ノ上ハ陸
軍一年志願兵条例(抹消馬場)陸軍予備後備將校補充条例及陸軍各兵科
予備後備下士補充条例(別冊之通制定相成度勅令按相添請閣議

明治二十二年一月七日

陸軍大臣伯爵 大山 巖 印

(注記5) (注記4)

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

(抹消) (會禮)
① 逐而本文予備後備將校下士補充条例制定相成候上ハ明治十
三年第十五号太政官達後備軍艦員条例廃止相成度閣令按相添併
テ請閣議

勅令 按

朕陸軍一年志願兵条例(抹消)制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(朱書) 〔明治廿二年二月廿五日〕日

内閣総理大臣
陸軍大臣

勅令第〔十四〕号

陸軍一年志願兵条例

第一条 徴兵令第十一条ニ抛リ一個年間陸軍現役ヲ志願スル者

ハ兵種及衛戍地ヲ選ビ服役スルコトヲ得但服役中ノ費用官給ヲ受クル者ハ此限ニ在ラス

第二条 一年志願兵ノ^(抹消)~~〔服〕~~^(加筆)~~〔被〕~~服装具彈藥武器及属具ハ其所

属部隊ヨリ現品ヲ給シ其被服費装具費彈藥費武器及属具修理費トシテ金六十円ヲ納メシム但服役満期ノ際精算ヲ為シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

武器及属具ハ服役満期ノトキ之ヲ返納セシム

第三条 騎兵トシテ服役スル者ハ馬匹及馬具ヲ貸与シ其馬匹ニ

係ル一切ノ費用及馬具修理費トシテ第二条ノ納金ノ外金八十円ヲ納メシム但服役満期ノ際精算シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第四条 一年志願兵ハ日給ヲ給セサルモノトス

徴兵署検査所往復旅費及入営退營旅費ハ一切自弁トス

第五条 一年志願兵ハ営外ニ居住シ通勤セシメ其居宅及食餌ノ費用ハ本人ノ自弁トス

若シ品行不正ノ事アルトキハ営内ニ居住セシメ食餌ハ該部隊ヨリ給シ其費用ヲ弁償セシム

第六条 身元貧困ニシテ費用ノ全部ヲ自弁スルコト能ハサル者

ニハ左ノ区別ニ從ヒ官費ヲ以テ服役セシム

- 一 居宅及食餌ノ費用ノ外自弁シ能ハサル者ニハ一般ノ兵卒同様部隊ヨリ被服装具彈藥武器及属具ヲ給与ス
- 二 武器及属具ノ修理費ノ外自弁シ能ハサル者ニハ一般ノ兵

卒同様部隊ヨリ食餌被服装具彈藥ヲ給与シ営内ニ居住セシム

シム

第七条 官費ヲ以テ服役ヲ許ス可キ一年志願兵ノ人員ハ毎年陸軍大臣之ヲ定ム

第八条 官費ヲ以テ服役セシム可キ壯丁前条ノ定員ニ超過シタルトキハ年少ノ者ヨリ順次次年ニ回シ入隊セシムルコトアル可シ

第九条 一年志願兵タラント欲スル者ハ其願書ニ左ノ書類ヲ添

ヘ一月三十一日迄ニ島司又ハ郡市長ニ差出シ島司郡市長ハ本人身元資産ノ有無及犯罪ノ有無ヲ取調ヘ証明書ヲ作り之ヲ願書ニ添ヘ本人居住地所管ノ旅團長ニ差出ス可シ

一 戸主^{本人戸主ナ}ノ承認書

此承認書ハ第二条第三条第五條第一項又ハ第六條第一項若クハ第二項ノ費用ヲ自弁スルコトヲ記スルモノトス

二 官立学校^{帝国大学撰科及}府県立師範学校中学校若クハ文部

大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル学則ニ依リ法律学政^(抹消)^(加筆)〔治〕学理財学ヲ教授スル私立学校卒業ノ者ハ前項ニ掲クル承認書ノ外該学校ノ卒業証書

第十条 一年志願兵タラント欲スル者ニシテ一月三十一日迄ニ

第九条第二項ノ学校ヲ卒業セサルモ其年ノ九月三十日迄ニ卒業ス可キ者ハ卒業証書ニ換フルニ学校長ノ証明書ヲ以テ願出ルコトヲ得但卒業シタルトキハ直ニ卒業証書ヲ添ヘ旅團長ニ届出可シ

第十一条 第九条ノ志願者中學術ノ試験ヲ受ク可キ者ハ其人名

書ヲ旅団長ヨリ師団長ヲ經テ監軍ニ呈シ監軍ハ之ヲ將校學校

監ニ下シ將校學校監ハ之ヲ陸軍將校生徒試験委員ニ下付ス

師団長ハ身体検査ノ時日ヲ定メ府県知事ニ通達シ志願者ヲ召

集シ其他所在ノ軍医ヲシテ身体検査ヲ為サシメ合格者ノ人名

書ヲ陸軍將校生徒試験委員到着ノトキ^(抹消)之ヲ^(馬場)交付ス

第十二条 陸軍將校生徒試験委員ハ志願者ノ身体検査ニ合格シ

タル者ノ學術ヲ試験シ試験書ヲ旅団長ニ送付ス

第十三条 學術ノ試験ヲ受ク可キ者ノ試験及合格格例ハ其時々

監軍之ヲ定メ陸軍大臣之ヲ告達ス

第十四条 旅団長ハ試験ノ成績ニ依リ及第落第ヲ定メ之ヲ本人

ニ通知シ其及第者ニハ併セテ認定証書ヲ附与ス

第九条第二項ノ卒業証書及第十条ノ証明書ヲ所持スル者ハ一

般ノ徴兵ト同時ニ身体ノ検査ヲ為シ其合格者ニハ認定証書ヲ

附与ス但第十条ノ証明書ヲ所持スル者^(抹消)ハ同条但書ノ届出ヲ

為シタルトキ認定証書ヲ附与ス^(加筆)認定証書ハ同条但書ノ

届出ヲ為シタルトキ之ヲ附与スヘシ

第十五条 一年志願兵認定証書ヲ附与シタル人名^(加筆)ハ旅団長

ヨリ大隊区徴兵官ニ送付ス可シ

第十六条 一年志願兵ノ入隊期日ハ毎年十二月一日トス^(ママ)

第十七条 一年志願兵認定証書ヲ受ケタル者ハ十一月三十日限

リ第二条第三条第六条第二項ノ費用ヲ部隊ニ納ム可シ

第十八条 一年志願兵入隊シタルトキ若クハ次年回リト為リタ

ルトキハ本籍所管大隊区徴兵官ニ届出可シ

第十九条 一年志願兵入隊スルトキハ聯隊長^(加筆)獨立大隊ニ在テハ之

ヲ部下某中隊ニ編入シ該中隊^(長)ヲシテ教育ニ任セシム

第二十条 一年志願兵軍事学ノ教授ハ聯隊長部下大尉若クハ中

尉ノ内一名ヲシテ之ヲ掌ラシム

第二十一条 一年志願兵ノ教育及軍事学ノ教授ニ就テハ聯隊長

其責ニ任スルモノトス

第二十二条 一年志願兵ノ勤務及服装ハ一般ノ兵卒ト異ナルコ

トナシ但管中雜役ヲ免シ又被服ニ特別ノ徽章ヲ附ス

室内其他諸物品ノ掃^(抹消)除^(加筆)及馬匹馬具等^(抹消)之ヲ^(馬場)掃

拭ノ為メ兵卒ヲ使^(抹消)役スルコトヲ得但馬匹馬具等ノ掃拭ヲ習

得スル為メニハ自ラ之ヲ為スヲ要ス

第二十三条 一年志願兵中勤務ニ熟達シ且品行方正ニシテ予備

士官ノ教育ヲ授クルニ堪フ可キト認ムル者ハ入隊ノ日ヨリ起

算シ六個月ノ後上等兵トナシ特別ノ教育ヲ授ケ下士ノ勤務ヲ

為サシム

第二十四条 上等兵ト為シタル者ハ服役満期ノ際聯隊長ハ一年

志願兵終末試験委員ヲシテ学科及実地上ノ試験ヲ為サシメ之

ニ及第シタル者ハ其成績ヲ近衛都督又ハ師団長^(歩兵)ハ旅団^(長)ヲ經テ^(二具)

状シ認可ヲ受ケ終末試験及第証書ヲ授与シ二等軍曹ニ任シ予

備役ニ編入ス

終末試験ニ落第シタル者ハ二等軍曹ニ任シ若クハ下士適任証

書ヲ附与シ予備役ニ編入ス

第二十五条 医学藥学又ハ理財学若クハ商業学卒業証書ヲ所持

スル者ハ歩兵隊ニ獸医学卒業証書ヲ所持スル者ハ騎兵隊砲兵隊又ハ輜重兵隊ニ於テ前半年間隊列勤務ヲ為シ後半ノ初二

於テ志願軍吏生志願軍医生志願薬剤生又ハ志願獸医生ト為リ

各専門ノ勤務ヲ練習スルコトヲ得志望ノ者ハ入隊ノ際学校ノ

卒業証書ヲ以テ其由ヲ申立可シ

獸医学卒業証書ヲ所持シ志願獸医生タランニ志望スル者ハ

第三条ノ納金ヲ為スニ及ハス

第二十六条 志願軍吏生志願軍医生志願薬剤生及志願獸医生ヲ

命スルニハ近衛又ハ師団監督部長若クハ軍医長獸医長ヨリ近

衛都督又ハ師団長ノ認可ヲ請フ可シ

第二十七条 志願軍吏生志願軍医生志願薬剤生及志願獸医生ハ

曹長同等ノ取扱ヲ受クルモノトス

第二十八条 志願軍吏生志願軍医生志願薬剤生及志願獸医生ト

為シタル者ハ服役満期ノ際近衛又ハ師団監督部長若クハ軍医

長若クハ獸医長一年志願兵終末試験委員ヲシテ実地ノ試験ヲ

為サシメ之ニ及第シタル者ハ其成績ヲ近衛都督又ハ師団長ニ

具状シ認可ヲ受ケ終末試験及第証書ヲ授与シ予備役ニ編入ス

終末試験ニ落第シタル者ハ曹長若クハ軍曹相当官ニ任シ予備

役ニ編入ス

第二十九条 近衛都督又ハ師団長ハ一年志願兵終末試験委員ヲ

組織シ及其試験ノ方法ヲ定ム

第三十条 一年志願兵認定証書ヲ得タル者正当ノ事由ナクシテ

其年ノ十二月一日ニ入隊セサルトキハ一年志願兵ノ資格ヲ失

フモノトス

第三十一条 戦時若クハ事变ニ際スルトキハ一年志願兵ト雖モ

一般ノ兵卒ト同シク服役セシム

附則

第三十二条 明治二十二年ニ限り第九条ノ願出期限ハ三月十五

日迄トス

第三十三条 第二条第三条ノ納金額ニ変更ヲ要スルトキハ閣令

ヲ以テ之ヲ定ム

〔注記1〕

「法制局行第参号八月」

〔注記2〕

〔印〕(水野) (田原) (山田) (水野) (篠田) (三好)

〔注記3〕

「法制局」 「行政部」

〔注記4〕

「一」 (簿册内件名番号)

〔注記5〕

「甲二」

〔公文類聚 第十三編 明治二十二年 第十五卷〕 2A, II, 400